

新宿区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行に伴う
ホームヘルプ利用者に対する利用者負担軽減事業運営要綱

平成 18 年 5 月 10 日 18 新福障経第 271 号福祉部長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）に基づき行われるホームヘルプ利用者に対する利用者負担の軽減措置を区長が実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第 2 条 この事業の対象となる利用者（以下「対象者」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 17 条第 1 項に該当する者とする。

(対象サービス)

第 3 条 この事業の対象となるサービスは、法第 5 条第 2 項に定める居宅介護、同条第 3 項に定める重度訪問介護、同条第 4 項に定める同行援護、同条第 5 項に定める行動援護、および同条第 9 項に定める重度障害者包括支援とする。

(軽減内容)

第 4 条 区長は、対象者の対象サービスに係る利用者負担について、法第 29 条第 3 項に定める介護給付費並びに新宿区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年新宿区規則第 60 号。以下「規則」という。）第 11 条に定める特例介護給付費に規定する費用を控除した残額を、100 分の 3 に減額し、残額と減額後の差額を対象者に給付するものとする。

(対象者の決定等)

第 5 条 前条の給付を受けようとする者は、区長に対して新宿区介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費等支給決定申請書兼利用者負担額減額・免除申請書（規則第 1 号様式）により申請するものとする。

2 規則第 3 条に基づき介護給付費等の支給決定申請を同時に行う場合は、前項の申請があったものとみなす。

3 区長は、第 1 項の申請を審査し、第 2 条に定める対象者であると認めたときは、申請者に新宿区介護給付費等支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除決定通知書（規則第 4 号様式）を交付し、障害福祉サービス受給者証（規則第 5 号様式）にその旨を記載する。

4 区長は、第 2 条又は第 3 条に定める対象者でないと認めたときは、新宿区介護給付費等不支給決定通知書（規則第 7 号様式）を交付する。

5 第 2 項の規定により規則第 7 条に基づく介護給付費等の支給決定通知書等が交付され

た場合は、第 3 項又は前項の決定があったものとみなす。

(軽減の方法)

第 6 条 対象者が、法第 36 条第 1 項に定める指定障害福祉サービス事業者（新宿区基準該当障害福祉サービス事業者の登録に関する規則（平成 18 年新宿区規則第 55 号）第 3 条により区長の登録を受けた基準該当障害福祉サービス事業者を含む。以下「事業者」という。）から対象サービスの提供を受けたときは、区長は、第 4 条に定める給付費を当該事業者に支給することができる。

2 前項本文の規定による支払があったときは、対象者に対し第 4 条に定める給付費の支給があったものとみなす。ただし、区長が必要と認めるときは、前項にかかわらず対象者に直接給付費を支給することができる。

3 区長は、対象者の利用者負担額が第 4 条による減額後の利用者負担額で支払われていることを確認するため、事業者利用者負担額の請求書又は領収書の控えその他必要な書類の提出を求めることができる。

(軽減額の請求等)

第 7 条 事業者が、前条第 1 項（同条第 2 項ただし書を含む。）により、第 4 条に定める給付費を請求する場合は、介護給付費の請求と併せて、介護給付費等の請求に関する省令（平成 18 年厚生労働省令第 170 号）に基づき請求するものとする。

2 区長は、前項の請求を審査し、支払うべきものと認められる場合は、速やかに請求者に支払うものとする。

(高額障害福祉サービス等給付費の適用関係)

第 8 条 高額障害福祉サービス等給付費（基準該当障害福祉サービスに要した費用の 100 分の 10 のうち、負担上限月額を超える額を除く。）については、この要綱による軽減措置適用後の利用者負担額を基に算定することとする。

(譲渡又は担保の禁止)

第 9 条 この要綱による給付を受ける権利は、第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(不正利得の返還)

第 10 条 偽りその他不正の行為によって、この要綱による給付を受けた者があるときは、区長は、その者から、当該給付の額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

1 この要綱は、平成 18 年 5 月 10 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

2 この要綱は、令和 6 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 10 月 20 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

(平成 18 年 10 月 20 日 18 新福障経第 1220 号)

附 則

この要綱は、平成 18 年 10 月 20 日から施行し、平成 18 年 10 月 1 日から適用する。

(平成 18 年 10 月 20 日 18 新福障経第 1220 号)

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 19 年 3 月 19 日 18 新福障経第 2197 号)

附 則

1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2 利用者負担軽減について必要な手続きはこの要綱の施行前においても行うことができる。

(平成 20 年 12 月 15 日 20 新福障経第 1587 号)

附 則 (平成 21 年 2 月 24 日 20 新福障経第 1852 号)

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、平成 19 年 10 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 22 年 3 月 15 日 21 新福障経第 1976 号)

1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 利用者負担軽減について必要な手続きはこの要綱の施行前においても行うことができる。

附 則 (平成 23 年 11 月 9 日 23 新福障経第 1344 号)

この要綱は、平成 23 年 11 月 9 日から施行し、平成 23 年 10 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 24 年 3 月 30 日 23 新福障経第 2292 号)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 3 月 28 日 24 新福障福第 1570 号)

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 26 日 27 新福障経第 2354 号)

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則 (平成 30 年 3 月 28 日 29 新福障経第 2336 号)

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 31 日 2 新福障経第 2556 号)

この要綱は、決定の日から施行する。